

辞令の書き方について

【1】アンケート調査結果

調査期間：平成23年3月11日～3月23日

回答数：53法人（大34、短5、高11、専1、幼2）

Q1）書式について（回答数53）

- ア 縦書き 8 (15%)
- イ 横書き 45 (85%)

Q2）辞令を受ける者の敬称について（回答数53）

- ア 殿 14 (26%)
- イ 敬称なし 38 (72%)
- ウ 様 1 (2%)

Q3）文体について（回答数53）

- ア です、ます体（～を命じます） 10 (20%)
- イ だ、である体（～を命ずる・～を命ず） 39 (74%)
- ウ 辞令の種類によって違う 1 (2%)
- エ その他 2 (4%)

※命ずる＝主として事務職員関係、任命する＝主として教育職員関係（1件）

※専任＝任命する、非常勤＝任命します（1件）

Q4）句読点の有無について（回答数53）

- ア 句読点あり 18 (34%)
- イ 句読点なし 34 (64%)
- ウ 辞令の種類によって違う 1 (2%)

Q5）採用辞令や異動辞令における励ましや期待の文章の有無について（回答数53）

- ア あり 1 (2%)
- イ なし 52 (98%)

【2】解 説

俵法律事務所 曾根夕幾

ポイント

辞令は、使用者から労働者に対する意思表示であるから、敬称は付さず「である体」を用いる。日本古来の文書形式に従い句読点は付さない。

辞令〔注1〕は、法令上交付を義務付けられた書面ではないから、定められた様式はない。しかし辞令は、使用者の労働者に対する意思や命令を伝えるための重要な学内文書である。例えば、諭旨退職の場合、退職承認の発令の取扱いをうまくしなかったために、退職願の撤回が認められた判例がある〔注2〕。このように、辞令書の取扱いにより労働問題に発展する可能性がある。したがって辞令の様式等は、規則や内規により定めておくのが良い。

下記に、一般的な辞令様式〔正式採用〕を掲げておく〔注3〕。文例は、私学経営研究会の編集した文例集から引用したものであるが、アンケート調査の多数結果とも一致している。

様式〔正式採用〕

<p>辞 令</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○ ○ …①</p> <p>試用期間満了につき正式採用する …②、③</p> <p>給料月額_____円に昇給する</p> <p style="text-align: center;">平成○年○月○日</p> <p style="text-align: center;">学校法人○○学園</p> <p style="text-align: center;">理事長 ○ ○ ○ ○ 印 …④</p>
--

① 辞令を受ける者の敬称について

敬称は付さない。幾つかの地方公共団体の辞令式等（訓令）に定められた様式では、敬称は付されない〔注4〕。公刊の文例集には付されているものもあるので、もし付すのであれば、敬称は統一しておく方が良いであろう。

② 文体について

辞令は、使用者から労働者に対する意思表示であるから「である体」を用いる。文部省『四訂公文書の書式と文例』によれば、公文書の文体について、「である体」は、法律、政令、省令、訓令などに用い、「ます体」は、通達、通知、依頼、照会、回答など主として往復文に用いる。〔注5〕とされるので、これを参考としても、「である体」が適切である。

また辞令は、採用、昇格・昇給、転勤等発令事項によりその内容は異なるが、必要事項を簡潔に記載すべきである。

③ 句読点の有無について

句読点は付さない。句読点は、明治39年に、「文部大臣官房図書課の『句読法案』によって、、と。の使い分け表示法が、国定教科書の標準とされた。そして、以後、しだいに一般化し普及して今日に至った。〔注6〕。しかし、辞令や表彰状については、それ以前の句読点を用いない日本古来の文書形式に従い、現在も句読点を付さないのが慣例である〔注7〕。

④ 発令者について

辞令は、使用者から労働者に対する意思表示であるから、学校法人の代表者である理事長名で発令する。もし、学長等に権限が委任されている場合は受任者名による。

その他アンケート調査にはないが、辞令用紙、サイズ、使用する印鑑等についても定めておく方が良いであろう。辞令用紙は、市販されているものがあるが、例えば、札幌市教育委員会辞令式5条は、「辞令書は、別記様式のとおりとし、印のところに「札幌市教育委員会之印」を押印する。」。そして別記様式に、「日本工業規格B列5番縦型、赤罫線わく」と定めている。

〔注1〕 辞令とは、「③官職任免に際し、その旨をしたためて本人に交付する文書。」である（新村出編『広辞苑 第6版』岩波書店、2008年 1429頁）。

〔注2〕 俵正市・高橋英『Q&A私学と国公立大学法人における労務管理（新訂版）』法友社、平成20年 323頁参照

〔注3〕 私学経営研究会編『私学の規則と文例集（全訂版）』法友社、平成20年 82頁参照

〔注4〕 神戸市辞令式、日立市辞令様式規程、横浜市辞令式ほか

〔注5〕 ぎょうせい、平成7年 3頁

〔注6〕 飛田良文・佐藤武義編『現代日本語講座 第6巻 文字・表記』明治書院、平成14年 81頁

〔注7〕 同〔注5〕 126～129頁参照